

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和7年12月19日（金） 10：00～10：15

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：高市早苗 内閣総理大臣
林芳正 国務大臣（総務大臣）
平口洋 国務大臣（法務大臣）
茂木敏充 国務大臣（外務大臣）
片山さつき 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
松本洋平 国務大臣（文部科学大臣）
上野賢一郎 国務大臣（厚生労働大臣）
鈴木憲和 国務大臣（農林水産大臣）
赤澤亮正 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
金子恭之 国務大臣（国土交通大臣）
石原宏高 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
小泉進次郎 国務大臣（防衛大臣）
木原稔 国務大臣（内閣官房長官）
松本尚 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
牧野たかお 国務大臣（復興大臣）
あかま二郎 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
黄川田仁志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
城内実 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
小野田紀美 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪席者：尾崎正直 内閣官房副長官
佐藤啓 内閣官房副長官
露木康浩 内閣官房副長官
岩尾信行 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 6件
- 国会提出案件 29件
- 公布（法律） 9件
- 政令 12件
- 人事 7件
- 報告 2件
- 配布 3件

いずれも、案件表のとおり、決定等となった。

議事内容：

○木原国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、尾崎副長官から御説明申し上げます。

○尾崎内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「東ティモール国」及び「马拉ウイ国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、「再犯防止推進白書」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、法務大臣から御発言があります。

次に、質問主意書に対する答弁書28件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律の公布について、御決定をお願いいたします。「一般職給与法等の一部改正法」外8件が、16日の参議院本会議において、可決成立したものであります。

次に、政令12件について、御決定をお願いいたします。まず、「特別職給与法施行令の一部改正令」は、特別職職員の本府省業務調整手当の支給対象となる業務等について定めるものであります。

次に、「経済安全保障推進法施行令の一部改正令」は、安定供給確保を図るべき特定重要物資として人工呼吸器等を追加するものであります。

次に、「子ども・子育て支援法施行令の一部改正令」は、施設型給付費等の支給に要する費用の一部について、一般事業主から徴収する拠出金をもって充てる割合を引き上げるものであります。

次に、「こども性暴力防止法の施行期日令」は、同法の施行期日を令和8年12月25日とするものであり、「同法施行令」は、民間教育事業に係る従事者の人数の要件等を定めるものであります。

次に、「司法試験受験手数料令の一部改正令」は、司法試験及び司法試験予備試験の受験手数料の額を引き上げるとともに、電子出願による場合の受験手数料の額を定めるものであります。

次に、「補助金適正化法施行令の一部改正令」は、同法の適用対象となる給付金を追加するものであります。

次に、「著作権法施行令の一部改正令」は、著作物等保護利用円滑化事業のために支出すべき額の算出方法を定めるものであります。

次に、「国民年金法等の一部改正等法の一部の施行期日令」は、同改正等法の一部の施行期日を令和8年12月1日とするものであり、「国民年金基金令等の一部改正令」は、同改正等法の一部の施行に伴い、国民年金基金等の掛金の額の上限の引上げ等を行うものであります。

次に、「独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部改正令」は、同機構が行う貸付事業の対象となる者として、指定居宅介護支援事業に係る施設等を設置又は経営する法人を追加するものであります。

次に、「防衛省職員給与法施行令の一部改正令」は、本府省業務調整手当の支給対

象職員を拡大し、その支給月額を定める等の改正を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、宮内庁長官西村泰彦を願いに依り免じ、その後任に、宮内庁次長黒田武一郎を任命し、その後任に、前警視総監緒方禎己を充てることを承認することについて、それぞれ御決定をお願いいたします。

次に、モルドバ国駐箚大使山田洋一郎外1名を願いに依り免することについて、御決定をお願いいたします。

次に、内閣広報官寺田麻紀を願いに依り免じ、その後任に独立行政法人日本貿易振興機構ブリュッセル事務所長佐伯耕三を任命することについて、御決定をお願いいたします。

次に、裁判官人事といたしまして、判事兼簡易裁判所判事に任命するものについて、御決定をお願いいたします。

次に、長谷川宏司外641名の叙位、叙勲又は紺綬褒章等授与について、御決定をお願いいたします。

次に、元特命全権大使原圭一外5名の外国勲章受領許可について、御決定をお願いいたします。

次に、一般職の国家公務員等及び自衛隊員に係る再就職状況について、御報告があります。本件は、国家公務員法及び自衛隊法に基づき、管理職職員であった者等から令和7年度第2・四半期になされた再就職に関する届出を内閣に報告するものであります。

次に、配布資料といたしまして、「犯罪白書」、「令和7年度特別交付税の12月交付」及び「消費者物価指数」があります。後程、「犯罪白書」につきましては法務大臣から、「令和7年度特別交付税の12月交付」及び「消費者物価指数」につきましては総務大臣から、御発言があります。

次に、件名外案件について、申し上げます。まず、ニュージーランドとの間で「物品役務相互提供協定」及び「情報保護協定」に署名することについて、御決定をお願いいたします。「物品役務相互提供協定」は、両国間の安全保障協力を促進するため、日本国の大衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品役務提供について、基本的な条件を定めるものであり、「情報保護協定」は、両国政府間で相互に提供される秘密情報を保護するための措置等について、定めるものであります。

次に、「日・タジキスタン投資協定」に署名することについて、御決定をお願いいたします。本件は、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みを設けるものであります。

次に、「日・キルギス租税協定」に署名することについて、御決定をお願いいたします。本件は、両国の間で、所得に対する租税に関する二重課税の除去及び脱税の防止のための措置等について定めるものであります。

次に、「円借款の供与に関する書簡」をベナンとの間で交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、約77億円を限度とする「経済ガバナンス及び民間セクター開発支援計画のための開発政策借款」を供与することについて、取り極めるものであります。なお、以上5件につきましては、相手国政府との署名及び

書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○木原国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、法務大臣。

○平口国務大臣：「令和6年度再犯の防止等に関する施策」、いわゆる「令和7年版再犯防止推進白書」には、第2次再犯防止推進計画に掲げている施策に関し、主として令和6年度に政府が講じた取組等を掲載しています。「令和7年版犯罪白書」では、我が国の犯罪情勢を概観・分析するほか、特集において、我が国における犯罪被害の実態等に関して総合的に考察しました。今後とも、犯罪に対し、厳正・的確に対応するとともに、関係府省庁等と連携し、犯罪をした者等の再犯防止に資する施策を着実に実施してまいります。

○木原国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○高市内閣総理大臣：先日16日、「強い経済」を実現する総合経済対策の裏付けとなる令和7年度補正予算が成立いたしました。改めて、各位の御協力に対し感謝申し上げます。我が国経済は、成長に向けた投資拡大と生産性向上を伴う「成長型経済」に徐々に移行しつつあると考えております。こうした中で、今般の経済対策・補正予算を着実に実行することで、国民の皆様の暮らしを守り、一人一人が希望を持てる強い経済を確実に取り戻してまいります。各大臣におかれましては、本補正予算に盛り込まれた各種施策につき、迅速かつ適切な実行を宜しくお願ひいたします。その際、現場の声や地方自治体からの多様な意見を受け止め、執行の改善に不断に努めることで、国民の皆様に一つひとつの施策をしっかりとお届けすることができるよう、また、その効果を実感していただくことができるよう、万全の対応をお願いいたします。

○木原国務大臣：次に、財務大臣。

○片山国務大臣：令和7年度補正予算の早期成立への各位の御協力に対し、改めて、感謝申し上げます。総理からも御発言がありましたが、予算の執行につきまして、私からも一言申し上げます。各大臣におかれましては、補正予算として盛り込まれた各種施策の効果を十分に発揮させる観点から、迅速かつ適切な執行に取り組んでいただこうとお願いいたします。地方自治体や関係機関においても迅速かつ適切な執行が図られるよう、対応を宜しくお取り計らい願います。

○木原国務大臣：次に、城内大臣。

○城内国務大臣：先ほど、高市総理から、総合経済対策及び令和7年度補正予算の迅速かつ適切な実行について、御指示がございました。今回の経済対策では、将来世代への責任を果たす「責任ある積極財政」の下、大胆かつ戦略的な「危機管理投資」と「成長投資」を進め、「暮らしの安全・安心」を確保するとともに、雇用と所得を増やし、潜在成長率を引き上げ、「強い経済」を実現することを目指します。経済成長の果実を広く国民に届け、景気の体感温度を高めていきます。このため、総合経済対策・補正予算に盛り込まれた主要な施策について、関係省庁と連携し、進捗状況の管理を進めていきたいと考えていますので、関係閣僚におかれましては、御協力をお願ひいたします。

○木原国務大臣：次に、総務大臣から3件御発言がございます。

○林国務大臣：令和7年度補正予算に盛り込まれた各種施策が十分な効果を発揮するためには、国と地方が一体となって、できる限り早期の執行に努めることが重要であり、地方公共団体に対し、迅速かつ適切な事業執行に取り組んでいただくよう要請をしてまいります。関係府省におかれでは、円滑な事務処理の促進を図る観点から、地方公共団体の意見も踏まえつつ、迅速かつ適切な情報提供及び助言、補助金等の早期交付、事務の簡素合理化等を図られますよう、御協力をお願いしたいと存じます。

○林国務大臣：本日、地方交付税法第15条の規定に基づき、令和7年度特別交付税の12月交付額を決定いたしました。12月交付額は、3,074億円となっております。この決定に当たり、豪雨などの災害対策をはじめ、地域医療の確保のための経費など、普通交付税の算定によっては捕捉しがたい特別の財政需要について算定したところであります。

○林国務大臣：本日、消費者物価指数を公表いたしました。11月の消費者物価指数は、1年前に比べ2.9パーセントの上昇となりました。また、生鮮食品を除く指数は、1年前に比べ3.0パーセントの上昇となりました。内訳を見ると、「生鮮食品を除く食料」の上昇が見られます。引き続き、物価動向を注視してまいります。

○木原国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。まず、国土交通大臣。

○金子国務大臣：今月16日に成立した補正予算につきまして、「強い経済」を実現する総合経済対策」が十分に効果を発揮するためには、公共事業予算の迅速な執行とともに、円滑な施工を確保することが重要です。そのためには、今月12日に完全施行した「第3次・扱い手3法」も踏まえ、適正な工期設定や施工時期の平準化、建設資機材の高騰などを反映した適正な予定価格の設定、請負代金額の変更規定の適切な運用、さらには、適正な労務費の確保と行渡りなどの取組を強力に推進する必要があります。これらの取組を関係省庁、地方公共団体等と連携して進めることとしたいので、関係各位の御協力をお願いします。国土交通省としても、防災・減災、国土強靭化などの公共事業予算をはじめ、補正予算の迅速かつ適切な執行に取り組んでまいります。

○木原国務大臣：次に、総務大臣。

○林国務大臣：ただいま、国土交通大臣から御発言がありましたが、「総合経済対策」が最大限効果を発揮するためには、地方公共団体にも御協力いただくことが必要となります。総務省としては、公共工事が円滑に発注でき、十分にその効果が発揮されるよう、適正な工期設定や施工時期の平準化、市場の実態を反映した適正な予定価格の設定、請負代金額の変更規定の適切な運用などについて、関係府省と連携して、地方公共団体に取組を要請してまいりたいと考えており、関係各位の御協力をお願いいたします。

○木原国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件

〔 令和 7 年 〕
〔 12 月 19 日 〕 (金)

◎一般案件

資料なし ☆ 東ティモール国駐箚特命全権大使山本恭司外 1 名に交付すべき信任状及び前任特命全権大使木村徹也外 1 名の解任状につき認証を仰ぐことについて (決定) (外務省)

◎国会提出案件

- 資料あり ○ 「令和 6 年度再犯の防止等に関する施策」について (決定) (法務省)
- 〃 ○ 1. 衆議院議員鈴木庸介 (立憲) 提出ロシアによるサイバー空間での選挙介入に関する質問に対する答弁書について (決定) (内閣官房)
1. 衆議院議員宮川伸 (立憲) 提出 P F A S (有機フッ素化合物) 評価書及び対策に関する再質問に対する答弁書について (決定) (内閣府本府)
1. 衆議院議員八幡愛 (れ新) 提出生成 A I を用いた創作物の著作物性の判断に関する質問に対する答弁書について (決定) (警察庁)
1. 参議院議員齊藤健一郎 (無所属) 提出ディープフェイク広告対策に関する質問に対する答弁書について (決定) (消費者庁)
1. 衆議院議員鈴木庸介 (立憲) 提出 N H K のサステナビリティについての取組に関する質問に対する答弁書について (決定) (総務省)
1. 衆議院議員藤原規眞 (立憲) 提出未成年の犯罪被害防止に関する質問に対する答弁書について (決定) (法務省)
1. 衆議院議員藤原規眞 (立憲) 提出刑余者等の預貯金口座開設支援実績に関する質問に対する答弁書について (決定) (同上)

1. 衆議院議員佐々木ナオミ（立憲）提出更生保護施設等の持続可能な運営に関する質問に対する答弁書について（決定）（法務省）
1. 衆議院議員有田芳生（立憲）提出日本において再入国許可をとって出国した者たちに関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 参議院議員ラサール石井（立憲）提出ミャンマー軍事政権が引き起こす人道問題への我が国の対応に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員杉村慎治（立憲）提出円借款の国内経済波及効果と財源構造に関する質問に対する答弁書について（決定）（外務省）
1. 参議院議員高良沙哉（沖縄）提出米軍関係者による犯罪に係る通報手続及び再発防止対策に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 参議院議員高良沙哉（沖縄）提出高市内閣総理大臣の所信表明演説における外交・安全保障に係る発言に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員江田憲司（立憲）提出「責任ある積極財政」に関する質問に対する答弁書について（決定）（財務省）
1. 衆議院議員福田玄（国民）提出国立大学における外国人留学生の学費値上げに関する質問に対する答弁書について（決定）（文部科学省）
1. 衆議院議員八幡愛（れ新）提出文化庁が「クリエーターや権利団体はAI技術や契約の知見が乏しい」と発言したとの報道に関する第3回質問に対する答弁書について（決定）（同上）

1. 衆議院議員神津たけし（立憲）提出令和6年度障害福祉サービス等報酬改定におけるサービスコードの単位数誤りに伴う自治体の財政負担に関する質問に対する答弁書について（決定）（厚生労働省）
1. 衆議院議員福田玄（国民）提出医薬品安定供給と医薬品製造にかかる専門人材育成に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員福田玄（国民）提出令和7年3月31日に厚生労働省が発表した「ドラッグ・ロスの実態調査と解決手段の構築」にかかる政府のその後の対応に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員橋本幹彦（国民）提出病床数に係る制度の事実確認に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員竹上裕子（こども）提出国民の主食である米の需給及び価格安定に関する質問に対する答弁書について（決定）（農林水産省）
1. 衆議院議員神津たけし（立憲）提出米国関税措置及び日米間の合意に基づく投資イニシアティブに関する質問に対する答弁書について（決定）（経済産業省）
1. 衆議院議員水沼秀幸（立憲）提出女性が安心して起業に挑戦できる環境の構築に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員佐原若子（れ新）提出使用済み核燃料の再処理の必要性に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員佐原若子（れ新）提出六ヶ所再処理工場継続判断と放射性廃棄物の扱いに関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）

1. 参議院議員ラサール石井（立憲）提出大阪・関西万博における工事費等の未払被害等の救済及び責任糾明に関する質問に対する答弁書について（決定）（経済産業省）
1. 衆議院議員鈴木庸介（立憲）提出補助金が交付される市街地再開発事業において事業収入が支出を上回った場合の補助金の国庫への返納に関する質問に対する答弁書について（決定）（国土交通省）
1. 衆議院議員堀川あきこ（共産）提出タクシーの運賃改定に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）

◎ 公布（法律）

1. 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（決定）
1. 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（決定）
1. 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（決定）
1. 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（決定）
1. 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（決定）
1. 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（決定）
1. 高次脳機能障害者支援法（決定）
1. 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（決定）
1. 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律（決定）

資料なし ☆

◎政 令

- 資料り ○特別職の職員の給与に関する法律施行令の一部を
改正する政令（決定）（内閣官房・財務省）
- 〃 ○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の
確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する
政令（決定）（内閣府本府）
- 〃 ○子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政
令（決定）（こども家庭庁・財務省）
- 〃 ○学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児
童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法
律の施行期日を定める政令（決定）
（こども家庭庁）
- 〃 ○学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児
童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法
律施行令（決定）（こども家庭庁・財務省）
- 〃 ○司法試験受験手数料令の一部を改正する政令
（決定）（法務・財務省）
- 〃 ○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
施行令の一部を改正する政令（決定）（財務省）
- 〃 ○著作権法施行令の一部を改正する政令（決定）
（文部科学省）
- 〃 ○社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化の
ための国民年金法等の一部を改正する等の法律の
一部の施行期日を定める政令（決定）
（厚生労働省）
- 〃 ○国民年金基金令等の一部を改正する政令（決定）
（同上）
- 〃 ○独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正
する政令（決定）（厚生労働・財務省）
- 〃 ○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部
を改正する政令（決定）
（防衛省・内閣官房・財務省）

◎人 事

- 資料あり ○黒田武一郎を宮内庁長官に任命し、宮内庁長官西村泰彦を願に依り免ずることについて（決定）
- 〃 ○特命全権大使山田洋一郎外 1 名を願に依り免ずることについて（決定）
- 〃 ○佐伯耕三を内閣広報官に任命し、内閣広報官寺田麻紀（小林麻紀）を願に依り免ずることについて（決定）
- 〃 ○各府省幹部職員の任免につき、内閣の承認を得ることについて（決定）
- 資料なし ☆検事石田佳世子を判事兼簡易裁判所判事に任命することについて（決定）
- 資料あり ☆筑波大学名誉教授長谷川宏司外 6 4 1 名の叙位、叙勲又は紺綬褒章等授与について（決定）
- 〃 ☆元特命全権大使原 圭一外 5 名の外国勲章受領許可について（決定）

◎報 告

- 資料あり ☆国家公務員法第 106 条の 25 第 1 項等の規定に基づく報告について （内閣官房）
- 〃 ☆自衛隊法第 65 条の 11 第 5 項の規定に基づく報告について （防衛省）

◎配 布

- ☆令和 7 年版犯罪白書 （法務省）
- ☆令和 7 年度特別交付税の 12 月交付について （総務省）
- ☆消費者物価指数 （同上）

[○署名あり ☆署名なし]

◎一般案件

- 資料なし ○ 日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の署名について (決定) (外務省)
- 〃 ○ 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の署名について (決定) (同上)
- 〃 ○ 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定の署名について (決定) (同上)
- 〃 ○ 情報の保護に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の署名について (決定) (同上)
- 〃 ○ 円借款の供与に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の書簡の交換について (決定) (同上)

〔○署名あり ☆署名なし〕